

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	令和4年 4月 21日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67 /	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 井手町長 汐見明男 /

工 事 の 種 別		■ 新築		□ 増築		
工 事 着 工 予 定 年 月 日		令和4年 5月 15日				
工 事 完 了 予 定 年 月 日		令和5年 3月 31日				
特定建築物 の 概 要	名 称	(仮称) 井手町新庁舎等建設工事				
	所 在 地	京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月他地内 /				
	構 造	木造 ^(造) 一部 鉄筋コンクリート造	階 数	地上 3階地下 0階		
	敷 地 面 積	10,677.18平方メートル	高 さ	14.491メートル		
	建 築 面 積	1,361.62平方メートル	床 面 積 の 合 計 (増築部分の床面積)	2,257.43平方メートル (平方メートル)		
	用途別の床面積	住 宅	平方メートル			
		ホ テ ル 等	平方メートル			
		病 院 等	平方メートル			
		物品販売業を営む店舗等	148.97平方メートル			
		事 務 所 等	719.35平方メートル			
学 校 等		平方メートル				
飲 食 店 等		387.34平方メートル				
集 会 所 等		1,001.77平方メートル				
	工 場 等	平方メートル				
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る 性能に関する評価結果		サステナビリティランキング BEE = 0.7 B-				

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号該当木材等 1.58立方メートル ②第11条の2第1号イ該当木材等 立方メートル ③第11条の2第2号該当木材等 立方メートル ④第11条の2第3号該当木材等 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 1.58立方メートル (①+②+③+④)
	使用する用途	物販・カフェ・住民ギャラリー・交流スペース・管理室・EVホール・廊下・前庭・広縁・和室1・和室2・和室廊下・会議室・集会室・おはなしルーム・北側図書館・ブラウジングコーナー・ブリッジ2・事務室・休憩室・対面朗読室・南側図書館・他目的スペース
	府内産木材等の使用基準量	1.32立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量	83.53立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積	1,645.57平方メートル
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置		概 要
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根又は床の断熱	外壁：発泡ウレタン吹付け A種 1H t=30 屋根：グラスウール t=50 48Kg/m ³ 外床：押出法ポリスチレンフォーム t=60	
<input type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽		
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入	LED照明器具	
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用		
<input checked="" type="checkbox"/> 節水型設備の設置	節水コマ	
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用		
<input type="checkbox"/> 耐用年数が高い材料及び設備の利用		
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	室外機置場・ゴミ置場：スチールパネル t=2.3 溶融亜鉛メッキ仕上げ	
<input type="checkbox"/> 電気自動車等の充電設備の導入		
<input type="checkbox"/> ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用		
<input type="checkbox"/> 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置		
<input type="checkbox"/> 緑化の実施		
<input type="checkbox"/> その他		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次の書類を添付してください。

(1) CASBEE-建築（新築）による評価結果

(2) CASBEEで高得点（4点又は5点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し

(4) 当該建築物に係る付近見取図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図、立面図等

(5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	再エネ設備の 導 入	①太陽光
②風力		メガジュール
③水力		メガジュール
④地熱		メガジュール
⑤太陽熱		メガジュール
⑥バイオマス		メガジュール
⑦その他（ ）		メガジュール
再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		0メガジュール
導入すべき再エネ設備の基準値		67722.9(0)メガジュール
効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備	概 要
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム	
	<input type="checkbox"/> その他	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 導入する再エネ設備又は効率的利用設備（効率的利用設備を導入する場合に限る。）の内容

(2) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠